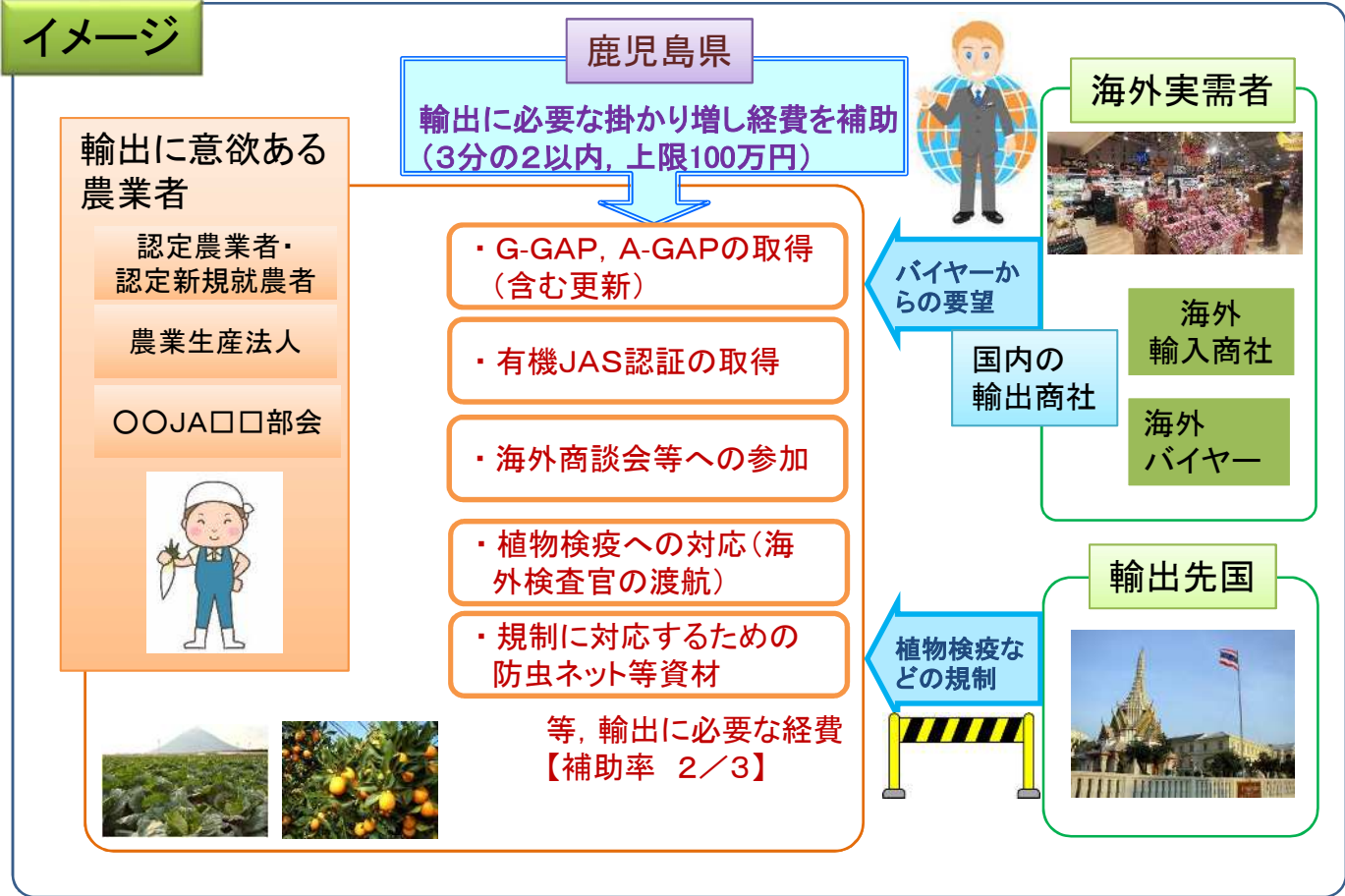


輸出に意欲ある県内農業者の生産体制構築を支援  
 ( 〇海外のバイヤー等実需者からの要望への対応  
 〇輸出先国の規制等への対応 )



## 1 対象事業者

以下のいずれかの要件を満たす県内農業者 (GFPに登録していること)

- (1) 認定農業者, 認定新規就農者
- (2) 法人 (農業に常時従事するもの5名以上を雇用していること)
- (3) 農業者の組織する団体 (規約等を有すること)

## 2 対象経費

- (1) 海外のバイヤー等実需者からの要望に対応するための経費
- (2) 輸出先国の規制等に対応するための経費
- (3) 海外への新たな販路開拓のための経費

## 3 補助率等

3分の2以内 (上限額100万円)